

## 濃厚接触のあった方へ

杉並保健所 保健予防課

新型コロナウイルス感染症患者（陽性者）との濃厚接触があった方は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、以下の3つの対応をお願いしております。ご自身と周りの方の健康のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ① 陽性者との最終接触から14日間の健康観察

毎日体温を測定し、37.5℃以上の場合、または強い咳、体を動かしたときの息苦しさ、のどの強い痛み、全身の倦怠感などの症状がある場合、以下の連絡先までご相談ください。受診調整を行いますので、極力、平日日中に保健所あての連絡をお願いいたします。

杉並区 受診相談センター	平日午前9時～午後5時	03-3391-1299
東京都 発熱相談センター	上記以外の時間帯	03-5320-4592

### ② 陽性者との最終接触から14日間の自宅待機（外出自粛）

出勤や登校を含め外出を避け、ご自宅で過ごしていただくようお願いいたします。生活に最低限必要な外出（ごく短時間の食料品や日用品の買い出しなど）はこの限りではありませんが、マスクを着用の上、公共交通機関の利用を避け、極力人との接触を少なくするよう、ご留意ください。同居の方がいる場合、可能な限り居住空間を分けての生活ををお願いいたします。

### ③ 接触者健診（いわゆるPCR検査）の受診

既に症状がある場合、または自宅待機中に症状が出現した場合には、医療機関等で新型コロナウイルス感染症に係る検査を受けてください。検査の結果が陰性の場合でも、②14日間の自宅待機は継続する必要があります。検査を受けた後に体調が悪くなった場合、その後の再検査の可否を含む対応は①表へご相談ください。

濃厚接触者の定義については、裏面をご参照ください

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者。」を含む）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他

手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策 なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より抜粋」）